

R2年4月
施行

体罰等によらない 子育てを広げよう!

やめよう!
たたく



やめよう!
どなる



子どもへの体罰は法律で禁止されます。
体罰等によらない子育てを推進するため、
子育て中の保護者に対する支援も含めて
社会全体で取り組んでいきましょう。



みんなで育児を支える社会に

詳しくは

「体罰等によらない子育てのために
～みんなで育児を支える社会に～」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/11920000/11920000/11920000/11920000/11920000/11920000/11920000/11920000/11920000.pdf>



ご相談は

まずはお住まいの市区町村の子育て相談窓口へ

虐待かもと思ったら

いち はやく
189

※一部IP電話からはつながらず、

厚生労働省

雲仙市家庭児童相談室 0957-36-2500
雲仙市家庭ホットライン 0120-928-471